

審査チェックリスト

審査チェックリスト			SCSA		合格 不合格 N/A	資料の確認(エビデンス)
大項目	中項目	対象	番号	項目		
1.種苗	人工種苗証明	種苗生産者	1.1.1	人工種苗証明 ● 下記の内容の記録を保持し、人工種苗であることの証明が可能な状態にする。 【評価根拠ガイドライン】 ▲ 納品書・購入記録の確認 ▲ 受精卵を購入した納品書・購入記録の確認。	N/A	j
1.種苗	人工種苗証明	種苗生産者	1.1.1.1	● 飼育施設、所在地	N/A	種苗生産は、行っていませんでした。
1.種苗	人工種苗証明	種苗生産者	1.1.1.1	● 採卵・受精方法・受精年月日	N/A	種苗生産は、行っていませんでした。
1.種苗	人工種苗証明	種苗生産者	1.1.1.1	● ふ化年月日	N/A	種苗生産は、行っていませんでした。
1.種苗	人工種苗証明	種苗生産者	1.1.1.1	● 親魚個体または親魚群の識別情報	N/A	種苗生産は、行っていませんでした。
1.種苗	人工種苗証明	種苗生産者	1.1.1.1	人工種苗の証明の為に記録する。 ● 飼・餌料	N/A	種苗生産は、行っていませんでした。
1.種苗	人工種苗証明	種苗生産者	1.1.1.1	人工種苗の証明の為に記録する。 ● 投薬	N/A	種苗生産は、行っていませんでした。
1.種苗	人工種苗証明	種苗生産者	1.1.1.1	人工種苗の証明の為に記録する。 ● 総重量または暫定尾数等	N/A	種苗生産は、行っていませんでした。
1.種苗	人工種苗証明	種苗生産者	1.1.1.2	受精卵を購入した場合は以下を記録 ● 購入元・購入年月日 ● 購入元に1.1.1.1の情報を照会し記録 【評価根拠ガイドライン】 ▲ 購入時の納品書	N/A	種苗生産は、行っていませんでした。

1.種苗	人工種苗証明	種苗生産者	1.1.1.3	人工種苗出荷時 ●当記録を生産履歴として提供が可能である。 【評価根拠ガイドライン】 ▲1.1.1.1および1.1.1.2に関する資料を適切に保管し、提供可能な管理体制を構築する。 ▲記録の保管および提供体制に関する書面による確認	N/A	種苗生産は、行っていませんでした。
1.種苗	人工種苗証憑の保管	種苗生産者	1.1.2	●DNA鑑定が可能な状態の保管。 ●トレーサビリティに重大な齟齬が生じた際は、親子鑑定を含むDNA鑑定を検査機関等に依頼する。	N/A	種苗生産は、行っていませんでした。
1.種苗	人工種苗証憑の保管	種苗生産者	1.1.2.1	凍結保存 ●種苗生産に使用したすべての親魚の鰭等の組織小片の凍結保存（サンプル重量1g以上） ●あるいは、当該種苗群より50個体以上の全魚体の凍結保存（サンプル重量1g以上） 【評価根拠ガイドライン】 ▲ サンプルが保存された明確な記録 ▲ 現物の写真あるいは現地審査による存在の確認	N/A	種苗生産は、行っていませんでした。
1.種苗	人工種苗証憑の保管	種苗生産者	1.1.2.2	凍結保存情報 ●保存した組織小片、または魚体の凍結保存は魚体の識別情報と厳密に紐付けて保存し記録する。 【評価根拠ガイドライン】 ▲1.1.2.1に関する識別情報を記録 ▲各サンプルに明示し、混同が起こらない保管	N/A	種苗生産は、行っていませんでした。
1.種苗	人工種苗証憑の保管	種苗生産者	1.1.2.3	凍結保存 ●組織小片または魚体は、最終産物として当該養殖魚が出荷されてから5年の保存を要する。 ●外部からの要請があった場合、識別記録及び凍結サンプルを提出する。 【評価根拠ガイドライン】 ▲1.1.2.1/1.1.2.2の各サンプルが5年保存されている事 ▲要請に応じ、各サンプルおよび親魚に関する記録情報が提出可能であること	N/A	種苗生産は、行っていませんでした。

1.種苗	人工種苗証憑の保管	養殖業者	1.2.1	<p>生産履歴</p> <ul style="list-style-type: none"> ●人工種苗購入先から提示された生産履歴を保管。 ●飼育中の魚群と紐づけて開示・提供が可能な状態にする。 <p>【評価根拠ガイドライン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▲飼育中の魚群を育成に関する記録を保管 ▲種苗生産者から提示された生産履歴と紐付けて開示・提供が可能である。 ▲記録の保管および提供体制に関する書面による確認 	合格	<p>種苗の購入は、2018年魚までは、アーマリン近大から、2020年魚以降はツナドリーム沖縄から購入しています。トレース対象（サンプリング）の以下種苗経歴書を確認しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2016年魚 アーマリン近大 平成28年産人工ふ化クロマグロ種苗経歴証明書 ・2020年魚 ツナドリーム沖縄 2020年産人工ふ化クロマグロ種苗経歴証明書 <p>種苗生産者（仕入先）、年産、購入日、生簀によりロット管理しています。 養殖、出荷の管理データは、“管理日報（データベース）”にて詳細に記録されていました。</p>
1.種苗	1.2養殖業者	養殖業者	1.2.2	<p>DNA鑑定</p> <ul style="list-style-type: none"> ●人工種苗からの育成養殖魚証明のために、必要に応じてDNA鑑定を実施する。 ●外部から要請に応じ、導入した種苗または育成後の養殖魚の凍結サンプルを提出する。 <p>【評価根拠ガイドライン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▲DNA鑑定実施のために認証機関より情報の提供を求められた場合、関連する資料等を提出できる体制を構築。 	合格	<p>「食品安全及びサステナビリティ統合マニュアル第12版」（2023年8月22日）に明記されていました。</p> <p>「DNA鑑定実施のために認証機関より情報の提供を求められた場合、関連する資料等を提出できる体制を構築しています。</p> <p>DNA鑑定が必要な状況はありませんでした。</p>
2対象人工種苗飼育	2.1識別および分別		2.1.1	種苗生産者の管理		
2対象人工種苗飼育管理	2.1識別および分別	種苗生産者 養殖業者	2.1.1.1	<p>種苗生産者の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生産ロットごとに管理し、その管理記録をもとに識別可能にする。 <p>【評価根拠ガイドライン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▲生産ロットごとに識別可能な管理記録を保持 ▲データまたは紙面での飼育管理記録の確認 	N/A	種苗生産は、行っていませんでした。

2対象人工種苗飼育管理	2.1識別および分別	種苗生産者 養殖業者	2.1.1.2	<p>種苗生産者の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ●他の種苗生産者が生産した種苗と明確に識別して管理する。 ●管理者はそれを常時把握可能にする。 ●他の種苗生産者が生産した種苗と混ぜて出荷しない。 <p>【評価根拠ガイドライン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▲他の業者が生産した種苗と混ぜずに管理しそれを常時把握できる状態である ▲データまたは紙面での飼育管理記録の確認 	N/A	種苗生産は、行っていませんでした。
2対象人工種苗飼育管理	2.1識別および分別	種苗生産者 養殖業者	2.1.1.3	<p>種苗生産者の管理</p> <p>出荷・販売伝票と記録で、以下を明確にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●種苗生産者名 ●種苗生産者認証番号 ●出荷日 ●種苗魚種 ●出荷重量または出荷尾数 <p>【評価根拠ガイドライン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▲人工種苗生産者名、人工種苗生産者認証番号、出荷日、種苗魚種、出荷重量または出荷尾数が明記された帳票が存在する ▲データあるいは紙面での飼育管理記録、経歴証明書、出荷・販売伝票などの確認 	N/A	種苗生産は、行っていませんでした。
2対象人工種苗飼育管理	2.1識別および分別		2.1.2	養殖業者の管理		
2対象人工種苗飼育管理	2.1識別および分別	種苗生産者 養殖業者	2.1.2.1	<p>養殖業者の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ●養殖時に生産ロットごとに飼育尾数を管理 ●管理記録をもとに他の種苗が混入していないことの証明が可能である。 <p>【評価根拠ガイドライン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▲生産ロットごとに識別可能な管理記録を保持し、他の種苗が混入していないことが証明できる ▲データまたは紙面での飼育管理記録の確認 	合格	<p>種苗購入は、1回/年です。種苗経歴証明書を入手し、人工種苗であることの確認を行いました。</p> <p>種苗生産者（仕入先）、年産、購入日、生簀によりロット管理しています。生簀をロット単位としています。養殖の段階で合体、分養を計画的に行っています。ロット単位で記録していました。</p> <p>合体を行う場合は、同一種苗生産者から生産された種苗のみで行っています。</p> <p>養殖、出荷の管理データは、“管理日報（データベース）”にて詳細に記録されていました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2016年魚 アーマリン近大 ・2020年魚 ツナドリーム沖縄 <p>を確認しました。適切に管理されていました。</p>

2対象人工種苗飼育管理	2.1識別および分別	種苗生産者 養殖業者	2.1.2.2	<p>養殖業者の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ●出荷時に他の生産ロットと明確に区別して管理 ●管理者はそれを常時把握可能にする。 <p>【評価根拠ガイドライン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▲出荷時にほかの種苗と明確に区別して管理していることを把握できる状態である。 ▲データまたは紙面での飼育管理記録、出荷・販売伝票の確認 	合格	<p>種苗購入～出荷までのデータは、“管理日報（データベース）”に詳細に記録されていました。常時確認できる仕組みでした。</p> <p>合体を行う場合は、同一種苗生産者から生産された種苗のみで行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2016年魚 アーマリン近大 ・2018年魚 アーマリン近大 ・2020年魚 ツナドリーム沖縄 <p>を確認しました。適切に管理されていました。</p>
2対象人工種苗飼育管理	2.1識別および分別	種苗生産者 養殖業者	2.1.2.3	<p>養殖業者の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ●出荷・販売伝票と記録で、以下を明確にする。 <p>【評価根拠ガイドライン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▲出荷、販売伝票、販売記録、飼育管理記録等、明記された帳票を確認 	合格	<p>出荷時「商品履歴書」添付し提供していました。</p> <p>2023/8/14に取上、8/17～20A社に出荷された「取上げ明細書」（出荷伝票）「商品履歴書」を確認しました。出荷対象魚 2018年魚</p> <ul style="list-style-type: none"> ●種苗生産者名 アーマリン近大 ●種苗生産者認証番号 BV-KU-OR-0001 ●種苗魚種 クロマグロ ●飼料名 <p>が記載されていました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●出荷重量 <p>は、取上げ明細書に記載されていました。</p> <p>管理記録は、“管理日報（データベース）”で確認できました。</p>
2対象人工種苗飼育管理	2.1識別および分別	種苗生産者 養殖業者	2.1.2.3	<ul style="list-style-type: none"> ●人工種苗生産者名 	合格	同上
2対象人工種苗飼育管理	2.1識別および分別	種苗生産者 養殖業者	2.1.2.3	<ul style="list-style-type: none"> ●人工種苗生産者認証番号 	合格	同上
2対象人工種苗飼育管理	2.1識別および分別	種苗生産者 養殖業者	2.1.2.3	<ul style="list-style-type: none"> ●出荷・販売者名 	合格	同上
2対象人工種苗飼育管理	2.1識別および分別	種苗生産者 養殖業者	2.1.2.3	<ul style="list-style-type: none"> ●出荷日 	合格	同上
2対象人工種苗飼育管理	2.1識別および分別	種苗生産者 養殖業者	2.1.2.3	<ul style="list-style-type: none"> ●魚種 	合格	同上
2対象人工種苗飼育管理	2.1識別および分別	種苗生産者 養殖業者	2.1.2.3	<ul style="list-style-type: none"> ●出荷重量または出荷尾数 	合格	同上

2対象人工種苗飼育管理	2.1識別および分別	種苗生産者 養殖業者	付記	<p>養殖業者の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ●同一の種苗生産者から生産された種苗であれば、ロットが違う群の混入を認め、新規のロットとして管理を行うことができる。 ●管理記録等で同一の種苗生産者が生産した認証種苗であることを証明できなければならない。 <p>【評価根拠ガイドライン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▲ほかのロットの混入を行う場合、同一種苗業者由来の種苗であることを記録していること。 <p>データまたは紙面での飼育管理記録の確認</p>	合格	<p>合体は、同一種苗生産者から生産された種苗のみで行っていることを確認しました。</p>
2対象人工種苗飼育管理	2.2トレーサビリティと数量管理	種苗生産者	2.2.1	種苗生産者		
2対象人工種苗飼育管理	2.2トレーサビリティと数量管理	種苗生産者	2.2.1.1	<p>トレーサビリティ</p> <ul style="list-style-type: none"> ●稚魚（卵からふ化した状態）入手後の生産履歴および暫定尾数等を時系列にそって正確に記録する。 <p>【評価根拠ガイドライン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▲稚魚の育成、移動履歴、暫定尾数や増減尾数などが時系列にそった記録 ▲データまたは紙面での記録確認 	N/A	種苗生産は、行っていませんでした。
2対象人工種苗飼育管理	2.2トレーサビリティと数量管理	種苗生産者	2.2.1.2	<p>トレーサビリティ</p> <ul style="list-style-type: none"> ●稚魚の飼育は生簀・水槽ごとに明確に区別して行う。 ●ふ化から種苗出荷までの確実な履歴を保管する。 ●生産履歴が追跡可能な状態にする。 <p>【評価根拠ガイドライン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▲孵化から種苗出荷までの生産履歴が追跡可能な帳簿を保管している。 ▲データまたは紙面での飼育管理記録の確認 	N/A	種苗生産は、行っていませんでした。
2対象人工種苗飼育管理	2.2トレーサビリティと数量管理	種苗生産者	2.2.1.3	<p>トレーサビリティ</p> <ul style="list-style-type: none"> ●出荷重量または出荷尾数を明確に示すことができる。 ●分別管理がなされていた証明として生産履歴の確認が可能な状態にする。 <p>【評価根拠ガイドライン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▲出荷尾数、あるいは出荷重量が明確にされ、分別管理がされた証明となる書類を提示できる ▲データまたは紙面などによる飼育管理記録と経歴証明書等出荷に関連する記録の確認 	N/A	種苗生産は、行っていませんでした。

2対象人工種苗飼育管理	2.2トレーサビリティと数量管理	種苗生産者	2.2.1.4	<p>数量管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 計数後から出荷までの期間の生産履歴・増減尾数等を正確に記録する。 <p>【評価根拠ガイドライン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▲ 計数終了時から出荷までの間の死亡魚数や追加収容数などの増減尾数及び生産履歴に関する事項を正確に記録する。 ▲ データまたは紙面などによる飼育管理記録等で死亡魚数、追加収容尾数の記録の確認 	N/A	種苗生産は、行っていませんでした。
2対象人工種苗飼育管理	2.2トレーサビリティと数量管理	種苗生産者	2.2.1.5	<ul style="list-style-type: none"> ● 記録を修正する場合、修正日と修正者、変更点を明確に記録し、修正手順を文書化する。 <p>【評価根拠ガイドライン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▲ 記録の修正に関する手順が文書化されている ▲ 記録修正に関する手順を示した書類（記録修正手順書など）の確認 	N/A	種苗生産は、行っていませんでした。
2対象人工種苗飼育管理	2.2トレーサビリティと数量管理	養殖業者	2.2.2	養殖業者		
2対象人工種苗飼育管理	2.2トレーサビリティと数量管理	養殖業者	2.2.2.1	<p>トレーサビリティと数量管理</p> <p>生産履歴は認証種苗受領から出荷まで生簀・水槽ごとに明確に分けて時系列にそって正確に記録する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 人工種苗受領時まで遡って追跡可能な状態にする。 <p>【評価根拠ガイドライン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▲ 出荷から人工種苗受領までの正確な経歴などを遡って追跡できる記録を保管している ▲ データまたは紙面での飼育管理記録の確認 	合格	<p>年度ごとに“管理日報（データベース）”に記録されていました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2016年魚 アーマリン近大 ・2020年魚 ツナドリーム沖縄 <p>を確認しました。適切に記録されていました。</p>

2対象人工種苗飼育管理	2.2トレーサビリティと数量管理	養殖業者	<p>2.2.2.2 トレーサビリティと数量管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 認証種苗受領後または計数後から出荷終了までの期間の生産履歴・増減尾数等を正確に記録する。 <p>【評価根拠ガイドライン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▲ 種苗受領後（種苗生産者が示した尾数）または計数後から出荷終了までの期間の増減尾数及び生産履歴に関する事項を正確に記録している。 ▲ データまたは紙面などによる飼育管理記録等で死亡魚数、追加収容尾数の記録の確認 	合格	<p>※トレースしたサンプル</p> <p>①2016年魚 アーマリン近大 出荷済</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 稚魚搬入時 <ul style="list-style-type: none"> ● 稚魚購入年月日 2017.7.14 ● 種苗生産者名 アーマリン近大 ● 種苗生産者認証番号 BV-KU-OR-0001 ● 種苗魚種 クロマグロ <p>販売尾数 1423尾（伝票） 搬入尾数 1303尾（カウント）</p> <ol style="list-style-type: none"> 2.2018.8.28 生簀移送時 カウント <ul style="list-style-type: none"> 34番 737尾、分養尾数 381尾 死亡魚 183尾（2017.7.15～2018.8.28）※不明魚 2尾（0.15%） 3.2019.3.5（※計算値） <ul style="list-style-type: none"> 合体 2018.8.28分養分を合体 34番 723尾、分養分 299尾 合計 1022尾（死亡魚 96尾（2018.8.29～2019.3.5）） 4.2019.8.5（※計算値） <ul style="list-style-type: none"> 合体 2015年魚（アーマリン近大）649尾を合体 合計 1655尾（死亡魚 16尾（2019.3.5～2019.8.5）） 5.2019.12.10 生簀移送時 カウント <ul style="list-style-type: none"> 1452尾 6.2019.12.10～2022.5.19 <ul style="list-style-type: none"> ・出荷数 1274尾 ・死亡魚数 106尾 ・分養 80尾 合計 1,388尾 ※不明魚+8尾（0.6%） <p>②2020年魚 ツナドリーム 養殖中</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.稚魚搬入時 2021.8.28 560尾 2.2022.5.27 生簀移送時 カウント 366尾、 死亡魚 178尾（2021.8.29～2022.5.27）※不明魚 16尾（4.2%）
2対象人工種苗飼育管理	2.2トレーサビリティと数量管理	養殖業者	<p>2.2.2.3 トレーサビリティと数量管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 認証人工種苗受領後の生産履歴・増減尾数を正しく記録する。 ● 種苗生産者が提示した出荷尾数より記録尾数が増加していないことを明らかにする。 ● 誤差は実数では5%、重量や一部計数からの推定値は10%増の範囲内に収まるようにする。 <p>【評価根拠ガイドライン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▲ 飼育魚の経歴を正確に記録し、過去に出荷した魚の最終出荷量が誤差の範囲内で一致している過去の飼育管理記録と誤差数値の確認 ▲ 過去の飼育管理記録と誤差数値の確認 	合格	<p>2.2.2.2を参照ください。</p> <p>各カウントの段階において、基準をクリアしていました。</p>
2対象人工種苗飼育管理	2.2トレーサビリティと数量管理	養殖業者	<p>2.2.2.4 記録の修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 記録を修正する場合、修正日と修正者、変更点を明確に記録し、修正手順を文書化する。 <p>【評価根拠ガイドライン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▲ 記録修正に関する手順を示した書類（記録修正手順書など）の確認 	合格	<p>「食品安全及びサステナビリティ統合マニュアル第12版」（2023年8月22日）に明記されていました。</p> <p>昨年審査以降の修正は、ありませんでした。</p>

2対象人工種苗飼育管理	2.3水産用医薬品の使用	種苗生産者	2.3.1.1	<p>水産用医薬品</p> <ul style="list-style-type: none"> ●農林水産省作成「水産用医薬品の使用について」を参照にする。 ●医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律に基づいて適切に使用する。 <p>【評価根拠ガイドライン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▲ワクチン使用指導書、購入記録、購入伝票の確認 ▲添付がある場合は品質検査成績書の確認 	N/A	種苗生産は、行っていませんでした。
2対象人工種苗飼育管理	2.3水産用医薬品の使用	種苗生産者	付記	<p>水産用医薬品</p> <ul style="list-style-type: none"> ●麻酔剤使用は、上記で定められた麻酔剤（オイゲノールを有効成分とする薬剤）以外を使用しない。 <p>【評価根拠ガイドライン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▲最新の「水産用医薬品の使用について」を参照している ▲法律の基づいて水産用医薬品を使用している ▲フェノキシエタノールを使用していないことを購入、使用記録で確認 	N/A	種苗生産は、行っていませんでした。
2対象人工種苗飼育管理	2.3水産用医薬品の使用	種苗生産者	2.3.1.2	<p>以下を5年間を保管する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●医薬品の購入記録 ●購入伝票 ●添付の場合品質検査成績書等 <p>【評価根拠ガイドライン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▲水産用医薬品購入に関する記録と購入伝票が保管されている ▲購入記録・購入伝票の確認 ▲添付がある場合は品質検査成績書の確認 	N/A	種苗生産は、行っていませんでした。

2対象人工種苗飼育管理	2.3水産用医薬品の使用	種苗生産者	2.3.1.3	<p>医薬品</p> <ul style="list-style-type: none"> ●添付書類等の指示に従う ●汚染、劣化や衛生動物による被害を防止するよう適切に管理する <p>【評価根拠ガイドライン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▲水産用医薬品が汚染や劣化を防ぐために適切な方法で保管されている。 ▲水産用医薬品が汚染や劣化を防ぐために適切な方法で保管されている。 	N/A	種苗生産は、行っていませんでした。
2対象人工種苗飼育管理	2.3水産用医薬品の使用	種苗生産者	2.3.1.4	<p>医薬品</p> <ul style="list-style-type: none"> ●使用基準に従って適切に使用 ●使用年月日、使用生簀、使用量等を記録 ●記録は5年間保管する。 <p>【評価根拠ガイドライン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▲使用年月日、使用生簀、使用量を使用ごとに記録している ▲水産用医薬品の使用記録の確認 	N/A	種苗生産は、行っていませんでした。
2対象人工種苗飼育管理	2.3水産用医薬品の使用	種苗生産者	2.3.1.5	<p>水産用ワクチン</p> <ul style="list-style-type: none"> ●水産試験場等の指導により交付された水産用ワクチン使用指導書を販売店に提示した上で必要量を購入する。 ●以下を5年間保管する。 <ul style="list-style-type: none"> ・購入記録 ・購入伝票 ・添付の場合品質検査成績書 ・水産用ワクチン使用指導書 <p>【評価根拠ガイドライン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▲ワクチン使用指導書、購入記録、購入伝票の確認 ▲添付がある場合は品質検査成績書の確認 	N/A	種苗生産は、行っていませんでした。

2対象人工種苗飼育管理	2.3水産用医薬品の使用	種苗生産者	2.3.1.6	<p>使用期限の切れた医薬品</p> <ul style="list-style-type: none"> ●適切に廃棄する ●廃棄記録を5年間保管する <p>【評価根拠ガイドライン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▲使用期限の切れた薬品を使用しない ▲適切に廃棄し記録する ▲購入量、使用量、廃棄量が一致している。 ▲写真及び現地審査での使用期限の確認、廃棄記録、廃棄時の引き取り伝票の確認 	N/A	種苗生産は、行っていませんでした。
2対象人工種苗飼育管理	2.3水産用医薬品の使用	種苗生産者	2.3.1.7	<p>抗菌剤</p> <ul style="list-style-type: none"> ●不必要な乱用を避ける ●予防的な使用をしない <p>【評価根拠ガイドライン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▲病気が発生しないうちに医薬品の投与を行っていない ▲水産用医薬品の使用記録の確認 	N/A	種苗生産は、行っていませんでした。
2対象人工種苗飼育管理	2.3水産用医薬品の使用	養殖業者	2.3.2	養殖業者		
2対象人工種苗飼育管理	2.3水産用医薬品の使用	養殖業者	2.3.2.1	<p>水産用医薬品</p> <ul style="list-style-type: none"> ●農林水産省作成「水産用医薬品の使用について」を参照している ●医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づいて適切に使用する。 <p>【評価根拠ガイドライン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▲最新の「水産用医薬品の使用について」の保持を確認 ▲医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づいて水産用医薬品を使用 	合格	<p>「食品安全及びサステナビリティ統合マニュアル第12版」（2023年8月22日）“に水産医薬品の使用手順が決められ、運用していました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康状態の確認 ・病状から薬を判断 <p>を確認後、投与します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「水産用薬品の使用について第36版」が保持されていました。（毎年最新版を使用） <p>医薬品の使用は、“管理日報（データベース）”“投薬履歴”に記録されていました。</p>

2対象人工種苗飼育管理	2.3水産用医薬品の使用	養殖業者	付記	<p>麻醉剤</p> <ul style="list-style-type: none"> ●上記で定められた麻醉剤（オイゲノールを有効成分とする薬剤）以外を使用しない。 <p>【評価根拠ガイドライン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▲最新の「水産用医薬品の使用について」の保持を確認 ▲医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づいて水産用医薬品を使用 ▲フェノキシエタノールを使用していないことを購入、使用記録で確認 	N/A	<p>麻醉剤は使用していませんでした。</p>
2対象人工種苗飼育管理	2.3水産用医薬品の使用	養殖業者	2.3.2.2	<p>以下を5年間保管する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●医薬品の購入記録 ●購入伝票 ●添付の場合品質検査成績書等 <p>【評価根拠ガイドライン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▲水産用医薬品購入に関する記録と購入伝票が保管されている ▲入伝票、添付文書、品質検査成績書などの確認 	合格	<p>医薬品の購入伝票は管理部が適切に保管されていることを確認しました。医薬品の使用は、“管理日報（データベース）”“投薬履歴”に記録されていました。5年保管がなされることを確認しました。医薬品の品質証明書（使用基準書）が保持されていることを確認しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬品名 水産用エリスロマイシン20%散 2017.9 ・薬品名 水産用QTC20%散 2018.1 ・薬品名 水産用ベネサル 2022.2
2対象人工種苗飼育管理	2.3水産用医薬品の使用	養殖業者	2.3.2.3	<p>医薬品</p> <ul style="list-style-type: none"> ●添付書類等の指示に従う ●汚染、劣化や衛生動物による被害を防止するよう適切に管理する。 <p>【評価根拠ガイドライン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▲水産用医薬品が汚染や劣化を防ぐために適切な方法で保管されている。 ▲保管場所、保管方法を現地審査での確認 	合格	<p>医薬品は、施設可能なコンテナに保管されていました。汚染や衛生動物による被害は防止できていました。庫内温度は適切に保たれる状態であることを確認しました。</p>
2対象人工種苗飼育管理	2.3水産用医薬品の使用	養殖業者	2.3.2.4	<p>医薬品</p> <ul style="list-style-type: none"> ●使用基準に従って適切に使用 ●使用年月日、使用生簀、使用量、使用期間終了日等を記録 ●記録を5年間保管 <p>【評価根拠ガイドライン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▲使用年月日、使用生簀、使用量、使用期間終了日を使用ごとに記録している ▲水産用医薬品の使用記録の確認 	合格	<p>医薬品の使用は、“管理日報（データベース）”“投薬履歴”に記録されていました。記録は、5年保管がなされることを確認しました。</p>

2対象人工種苗飼育管理	2.3水産用医薬品の使用	養殖業者	2.3.2.5	<p>水産用ワクチンの使用</p> <ul style="list-style-type: none"> ●水産試験場等の指導により交付された水産用ワクチン使用指導書を販売店に提示した上で必要量を購入 ●購入記録と共に、購入伝票、添付の場合品質検査成績書や水産用ワクチン使用指導書を5年間保管する。 <p>【評価根拠ガイドライン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▲ワクチン使用指導書、購入記録、購入伝票の確認。 ▲がある場合は品質検査成績書の確認 	N/A	水産用ワクチンの使用は、ありませんでした。
2対象人工種苗飼育管理	2.3水産用医薬品の使用	養殖業者	2.3.2.6	<p>使用期限の切れた医薬品</p> <ul style="list-style-type: none"> ●適切に廃棄し廃棄記録を5年間保管する。 <p>【評価根拠ガイドライン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▲使用期限の切れた薬品を使用しない ▲適切に廃棄し記録する ▲購入量、使用量、廃棄量が一致している。 ▲写真及び現地審査での使用期限の確認、廃棄記録、廃棄時の引き取り伝票の確認 	合格	「食品安全及びサステナビリティ統合マニュアル第12版」(2023年8月22日)“に使用期限の切れた医薬品の処分方法が記載されていました。2020年以降の発生は、ありませんでした。※2020年分は、昨年審査時に確認済
2対象人工種苗飼育管理	2.3水産用医薬品の使用	養殖業者	2.3.2.7	<p>抗菌剤</p> <ul style="list-style-type: none"> ●不必要な乱用を避ける ●予防的な使用をしない。 <p>【評価根拠ガイドライン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▲病気が発生しないうちに医薬品の投与を行っていない ▲水産用医薬品の使用記録の確認 	合格	人工種苗のクロマグロには、“水産用エリスロマイシン20%散”のみ使用されていました。 ・健康状態の確認 ・病状から薬を判断 を確認後、投与します。不必要な投与をしていないことを確認しました。 '医薬品の使用は、“管理日報（データベース）”“投薬履歴”に記録されていました。 記録は、5年保管がなされることを確認しました。
2対象人工種苗飼育管理	2.4逃亡管理	種苗生産者	2.4.1	種苗生産者		

2対象人工種苗飼育管理	2.4逃亡管理	種苗生産者	2.4.1.1	逃亡管理 ● 飼育魚の逃亡や飼育施設への天然魚の侵入を防止するための適切な対策を講じる。 【評価根拠ガイドライン】 ▲ 飼育施設からの逃亡、進入防止の対策がなされている ▲ 写真及び現地審査での逃亡防止策の確認	N/A	種苗生産は、行っていませんでした。
2対象人工種苗飼育管理	2.4逃亡管理	養殖業者	2.4.2	養殖業者		
2対象人工種苗飼育管理	2.4逃亡管理	養殖業者	2.4.2.1	飼育魚の逃亡や網外から天然魚の進入 ● 防止するための適切な対策を講じる。 ● 同ロットで管理された魚の不明魚率が20%以下となるようにする ● 不明魚率20%以上が3回連続した場合は認証をしない。 ● 但し台風等の大規模災害の影響があった場合は除外する。 【評価根拠ガイドライン】 ▲ 飼育施設からの逃亡、進入防止に関する対策がなされている ▲ 不明魚率が20%以上を超えていない。 ▲ 写真および現地審査での逃亡防止策の確認 ▲ 過去の飼育管理記録等による不明魚率の確認	合格	逃亡対策として、生簀のすべてに高さ2mのジャンプネットの設置、潜水士による網破れの確認がされています。(1~2回/週) トレースしたサンプルにて確認しました。問題ありませんでした。 ①2016年魚 アーマリン近大 出荷済 1. 稚魚搬入時 販売尾数 1423尾 (伝票) 搬入尾数 1303尾 (カウント) 2.2018.8.28 生簀移送時 カウント 34番 737尾、分養尾数 381尾 死亡魚 183尾 (2017.7.15~2018.8.28) ※不明魚 2尾 (0.15%) 3.2019.3.5 (※計算値) 合体 2018.8.28分養分を合体 34番 723尾、分養分 299尾 合計 1022尾 (死亡魚 96尾 (2018.8.29~2019.3.5)) 4.2019.8.5 (※計算値) 合体 2015年魚 (アーマリン近大) 649尾を合体 合計 1655尾 (死亡魚 16尾 (2019.3.5~2019.8.5)) 5.2019.12.10 生簀移送時 カウント 1452尾 6.2019.12.10~2022.5.19 ・出荷数 1274尾 ・死亡魚数 106尾 ・分養 80尾 合計 1,388尾 ※不明魚+8尾 (0.6%) ②2020年魚 ツナドリーム 養殖中 1.稚魚搬入時 2021.8.28 560尾 2.2022.5.27 生簀移送時 カウント 366尾、 死亡魚 178尾 (2021.8.29~2022.5.27) ※不明魚 16尾 (4.2%)

2対象人工種苗飼育管理	2.5魚類福祉	種苗生産者 養殖業者	2.5.1	魚類福祉 ●魚種ごとに適切な条件下で飼育する。 【評価根拠ガイドライン】 ▲飼育状況を記録し、魚を健全な状態に保ち飼育している。 ▲魚が健全な状態にあることを示すもの（魚病発生の頻度に関する書類など）	合格	魚へのストレスや損傷を極力抑え適切な環境での飼育されていました。 水温、DO、透明粗を測定、魚の生育環境に適した環境を確保し、ストレスを下げています。 養殖施設付近における水質は、行政のテレメーター、アプリ（ウミミル）にて確認しています。 給餌量をコントロールしています。記録は、「管理日報（データベース）」に記録されています。 魚の健康状態は、毎日遊泳状態、喫食状態にて観察しています。
2対象人工種苗飼育管理	2.5魚類福祉	種苗生産者 養殖業者	2.5.2	魚類福祉 ●飼育に関わる全ての作業者は、飼育魚の健康と福祉の維持の役割と責任を認識する。 ●飼育魚の健康と福祉に関する情報収集を積極的に行い、飼育に反映させる。 【評価根拠ガイドライン】 ▲魚類福祉に関する勉強会の開催 ▲積極的な情報収集の実施 ▲勉強会開催等の記録の確認	合格	教育研修訓練を通じて魚類福祉に関する知識、情報を共有しています。 ・SCSA講習会(2023.7.3) 勉強会の記録で確認しました。 電気鉢の適切な使用は、魚へのストレスを大きく軽減する方法と評価します。（取り上げから船上でのみまで1分程でした。）現場で確認しました。
3. 環境配慮	種苗生産者	種苗生産者 養殖業者	3.1.1	種苗生産施設および養殖施設の設置場所 ●法的に認められた場所である ●魚類飼育に適切と考えられる場所である 【評価根拠ガイドライン】 ▲施設の設置場所が法的に認められていること（建築基準法・自然公園法など） ▲施設の概要と周辺を含めた位置図 ▲新設の場合建築基準法・自然公園法等の法令に違反していないことを示す書類保有と現地審査による存在の確認	合格	養殖施設は、区画漁業免許状を取得しています。周辺の環境（近隣に工場、焼却場、ホテルはなく、良好な漁場環境が保たれる地域である。）も良好でした。 ・免許番号 北区第1307号 令和5年9月1日 ・免許番号 北区第1308号 令和5年9月1日
3. 環境配慮	養殖業者（中間的育成を行う養成業者も含む）	養殖業者（中間的育成を行う養成業者も含む）	3.1.1	【評価根拠ガイドライン】 ▲区画漁業権免許を取得し、養殖業を実施している ▲漁場周辺の工場や河川を示す図 ▲漁場の配置図、生簀の構造図 ▲記録資料の保有と現地審査による存在の確認	合格	・免許番号 北区第1307号 令和5年9月1日 ・免許番号 北区第1308号 令和5年9月1日 を確認しました。 区画漁業免許状に区画漁業場の地図が添付しており、現場確認で相違ないことを確認しました。

3. 環境配慮	3.2周辺環境への影響の記録	種苗生産者 養殖業者	3.2.1	<p>周辺環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ●種苗生産施設および養殖施設は、その周辺海域の環境保全に留意する。 ●国内法（日本国：持続可能的養殖生産確保法）・告示あるいは国際法規に基づき環境保全対策が計画・実施されている。 <p>【評価根拠ガイドライン】</p> <p>▲項目を満たす記録の確認</p>	合格	飼料の量、飼料の質、死魚の処理などが適切に管理され、養殖施設は周辺環境保全に留意されていました。 また、法律に基づく養殖場管理を行っていました。
3. 環境配慮	種苗生産者	種苗生産者	3.2.1.1	<p>排水の水質検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ●定期的（年4回以上）に実施 ●水温、DO、窒素、リン、有機物（COD）などを測定 ●記録する。 <p>【評価根拠ガイドライン】</p> <p>▲年に4回以上陸上施設からの排水の水温、DO、窒素、リン、有機物（COD）などの測定し記録している</p> <p>▲記録資料の保有と現地審査による記録の存在の確認</p>	N/A	種苗生産は、行っていませんでした。
3. 環境配慮			3.2.1.1	<p>【評価根拠ガイドライン】</p> <p>▲測定に用いた器具、測定方法が記録されていること</p>	N/A	種苗生産は、行っていませんでした。
3. 環境配慮	養殖業者（中間的育成を行う養成業者も含む）	養殖業者	3.2.1.2	<p>養殖施設において以下などの定期的なモニタリングと記録を行う（漁協や都道府県で調査されている場合はそのデータ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●飼育尾数 ●給餌量 ●漁場環境（水温、DO、透明度、底質のAVS・COD、赤潮、有毒プランクトンの発生）など <p>【評価根拠ガイドライン】</p> <p>▲飼育尾数、給餌量の記録</p> <p>▲自社あるいは行政・漁協による水温、DO、透明度、底質のAVS・COD、赤潮・有毒プランクトン情報などの測定値と記録</p> <p>▲漁場改善計画が設定されている場合はその関連書類</p> <p>▲記録資料の保有と現地審査による記録の存在の確認</p>	合格	飼育尾数（死魚のカウント）、給餌量は、毎日“管理日報（データベース）”に入力され、モニタリングされています。水質データは、自社にて水温、DO、透明度などを測定しています。底質調査データは、1回/年測定しています。養殖施設付近における水質は、行政のテレメーター、アプリ（ウミル）にて確認して活用しています。環境に恵まれたエリアであり、適切な水環境で養殖できています。 底質検査は、2023/9/1に長崎県食品衛生協会が実施した報告（計量証明書）により適切であることを確認しました。
3. 環境配慮	養殖業者（中間的育成を行う養成業者も含む）	養殖業者	3.2.1.2	<ul style="list-style-type: none"> ●水質検査の測定方法や用いた機材の記録 <p>【評価根拠ガイドライン】</p> <p>▲測定に用いた器具、測定方法が記録されていること</p>	合格	自社では、DOメーターにて測定していました。 底質検査は、長崎県食品衛生協会に依頼しています。

3. 環境配慮	養殖業者（中間的育成を行う養成業者も含む）	種苗生産者 養殖業者	3.2.2	<ul style="list-style-type: none"> ●水産用医薬品や魚網防汚剤の使用は2.飼育管理 2.3項（水産用医薬品の使用）の規定により、法令や告示に基づいて行い記録する。 ●使用にあたり周辺環境への影響を最小限にする。 <p>【評価根拠ガイドライン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▲魚網防汚剤は全魚連等に認められた防汚剤を使用する。 ▲医薬品の使用は法令に基づき使用する。 ▲使用した防汚剤の製品のパンフレット等魚連等が認めている製品であることを証明する資料、医薬品の使用記録を確認 	合格	<p>水産用医薬品は、「水産用薬品の使用について第36版」のリストにあるものを使用していることを確認しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・魚網防汚処理は、外部委託（2社）されています。 全魚連認定品を使用していることを、委託先の情報で確認しました。
3. 環境配慮	養殖業者（中間的育成を行う養成業者も含む）	種苗生産者 養殖業者	3.2.3	<p>養殖用資材・死亡魚等</p> <ul style="list-style-type: none"> ●法令・告示・ガイドラインに則り適切に処理 ●管理票を保管する。 <p>【評価根拠ガイドライン】</p> <p>以下に則り適切に処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ▲資源の有効な利用の促進に関する法律 ▲廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法) ▲環境省：漁業系廃棄物の処理についてのガイドライン <ul style="list-style-type: none"> ▲死魚の処理方法などの確認 ▲廃棄物処理業者との取引伝票や産業廃棄物管理票（マニフェスト）などの保有 ▲現地審査による存在の確認 	合格	<p>死亡魚は、冷凍庫に保管したのち、漁協に引き渡し処理を依頼していました。</p> <p>2022/6.7月分の漁協への引き渡し記録を確認しました。</p> <p>“御請求書”新松浦漁業協同組合 発行</p>
3. 環境配慮	3.3環境影響低減への対策	種苗生産者 養殖業者	3.3.1	<p>環境影響低減への対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ●種苗生産及び養殖関連施設を含め周囲の環境に十分配慮 ●野生動植物の生息に及ぼす影響を最小限にする手段を講じる。 <p>【評価根拠ガイドライン】</p> <p>日本国：鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護法)，絶滅の恐れのある野生動物の種の保存に関する法律(種の保存法)，文化財保護法，生物多様性基本法，自然公園法，自然環境保全法、国際条約：生物の多様性に関する法律(生物多様性条約)，絶滅の恐れのある野生動植物の国際取引に関する法律(ワシントン条約)，二国間渡り鳥条約・協定等の法令、条約に違反していないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ▲法令違反による罰則歴がないこと ▲罰則歴がある場合は是正をするための必要な処置をとり監督機関により確認されていることを示す資料の保有と現地審査による存在の確認 ▲野生動植物の分布に関する定期的な情報の収集、生息域や生息動物への配慮がなされていること。 	合格	<p>適切な給餌量、給餌の質、死亡魚の適切な処理で周囲の環境に十分配慮されていることを確認しました。</p> <p>逃亡防止を含め、野生動植物の生息に及ぼす影響もなくす対策が取られています。</p> <p>防虫防鼠施工は、I社に委託し実施していました。鼠の捕獲は、ありませんでした。</p> <p>法律違反等も発生していませんでした。</p>

	3.3環境影響低減への対策	種苗生産者 養殖業者	3.3.2	<p>逃亡魚対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ●種苗生産施設および養殖施設から逃亡した飼育魚が周囲の自然環境、生物多様性、生態系に及ぼす影響を最小にするための対策を講じる。 <p>【評価根拠ガイドライン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▲逃亡した飼育魚が周囲の自然環境、生物多様性、生態系に及ぼす影響を最小限にするよう対策を講じている ▲逃亡対策を示す書類と画像の保有と現地審査による存在の確認 	合格	逃亡対策として、生簀のすべてに高さ2mのジャンプネットの設置、潜水士による網破れの確認がされています。(1~2回/週)
4. 飼・餌料	4.1飼・餌料の原料	種苗生産者 養殖業者	4.1.1	<p>飼・餌料</p> <ul style="list-style-type: none"> ●国内の法令（日本国：飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律）および告示・ガイドラインを遵守して、生産・流通したものをを用いる。 <p>【評価根拠ガイドライン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▲国内の法令及びガイドラインを遵守 ▲下記項目にある資料の保管と現地審査による現場確認 	合格 (観察事項)	<p>配合飼料を使用していました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まるは印 海産魚育成用配合飼料 新ツナフード1~2、3号 ・まるは印 海産魚育成用配合飼料 常温赤つな0~4号 ・まるは印 海産魚育成用配合飼料 赤いつなっこ0号 ・シーミックス <p>品質証明書（食料安全法に基づき製造した旨）が保持されていましたが、シーミックスのみ品質証明書（食料安全法に基づき製造した旨）が保持されていませんでした。観察事項としました。</p>
3. 環境配慮	4.2飼料のトレーサビリティおよび透明性の確保	種苗生産者 養殖業者	4.2.1	<p>飼料および飼料添加物</p> <ul style="list-style-type: none"> ●購入記録・産地証明書・飼料品質証明書などを保管する。 <p>【評価根拠ガイドライン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▲購入記録、飼料品質証明書等の資料を確認 	合格 (観察事項)	<p>林兼から2023/7に購入した配合飼料及び栄養剤の購入伝票を確認しました。</p> <p>棚卸を毎月実施し、在庫管理は徹底されていました。</p> <p>シーミックスのみ品質証明書（食料安全法に基づき製造した旨）が保持されていませんでした。観察事項としました。</p>
3. 環境配慮	4.2飼料のトレーサビリティおよび透明性の確保	種苗生産者 養殖業者	4.2.2	<p>生餌</p> <ul style="list-style-type: none"> ●魚種・漁獲時期・漁場および保管場所を明らかにする。 ●それを証明する書類を保管する。 <p>【評価根拠ガイドライン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▲購入記録、漁獲産地が確認可能な資料の確認 	合格	<p>生餌の購入履歴は、“餌履歴データ表”に記録されていました。</p> <p>(抜粋例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2023.7.3 冷凍サバ 飯田水産株式会社 宮城沖 ・2023.7.1 冷凍いわし 株式会社 共冷 宮城沖 <p>情報は適切に受領し確認していました。</p>

3. 環境配慮	4.2飼料のトレーサビリティおよび透明性の確保	種苗生産者 養殖業者	4.2.3	<p>生物餌料</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自家培養を用いた飼料・飼料添加物および市販の生体、冷蔵、冷凍、乾燥品の生産地から納品までの過程において適正に管理したことを示す証明を納入業者から得る。 <p>【評価根拠ガイドライン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▲購入記録、産地が確認できる資料等の確認 	N/A	生物餌料は、使用していませんでした。
3. 環境配慮	4.3飼・餌料の使用および管理	種苗生産者 養殖業者	4.3.1	<p>飼料、飼料添加物、生餌および市販の生物餌料の保管場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ●衛生動物による被害の対策 ●給与までの適切な保管管理 <p>【評価根拠ガイドライン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▲図や画像を含めた保管方法を示す資料の保管 ▲現地審査による現場確認 	合格	生餌は、冷凍庫（漁協）、配合飼料は、倉庫エリアに適切に保管されていました。生餌は扉のついた冷凍庫内、飼料はパレットに置き、カバーをかけて保管していました。衛生動物による被害は、防止されていることを現場で確認しました。
3. 環境配慮	4.3飼・餌料の使用および管理	種苗生産者 養殖業者	4.3.2	<p>生物餌料の自家培養</p> <ul style="list-style-type: none"> ●施す栄養素および添加物について適切に管理を行う。 ●野外自家培養の場合周囲からの汚染物についても留意する。 <p>【評価根拠ガイドライン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▲図や画像を含めた培養方法を示す資料の保管 ▲現地審査による現場確認 	N/A	生物餌料は、使用していませんでした。
3. 環境配慮	4.3飼・餌料の使用および管理	種苗生産者 養殖業者	4.3.3	<p>餌・餌料</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生簀ごとに使用した飼・餌料や飼料添加物、薬品等の製品名や使用量を記録 ●常に提示できる状態にする。 <p>【評価根拠ガイドライン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▲飼育野帳あるいは飼育履歴書の保管 ▲現地審査による現場確認 	合格	年度ごとに“管理日報（データベース）”に記録されていました。

3. 環境配慮	4.4飼・餌料の効率化および最適化	種苗生産者 養殖業者	4.4.1	飼・餌料の効率化および最適化 ●飼・餌料効率の改善に取り組んでいる。 ●目標値を設定するなど、改善・実行・管理に取り組んでいる。 【評価根拠ガイドライン】 ▲現状の効率を把握し、改善目標の設定や改善に向けた取組を実施している。 ▲飼料効率改善に向けた取組に関する資料の確認	合格	増肉係数（FCR15）の目標値を決め、給餌量を調整しています。 自動給餌機をテスト的に導入し、最適化を目指していました。
5. 食品安全	5.1施設と水環境	種苗生産者 養殖業者	5.1.1	施設と水環境 ●人体に悪影響を及ぼす水環境での養殖不可。 【評価根拠ガイドライン】 ▲人体に悪影響を及ぼす水質でないことを自社又は地方自治体等が実施する検査で確認している。 ▲周辺海域の水質調査に関する結果の確認 ▲地方自治体のHPなどで記録を確認できる状態でもよい	合格	水質データは、自社にて水温、DO、透明度などを測定しています。底質調査データは、1回/年測定しています。養殖施設付近における水質は、行政のテレメーター、アプリ（ウミル）にて確認して活用しています。環境に恵まれたエリアであり、適切な水環境で養殖できています。 底質検査は、2023/9/1に長崎県食品衛生協会が実施した報告（計量証明書）により適切であることを確認しました。
5. 食品安全	5.1施設と水環境	種苗生産者 養殖業者	5.1.2	養殖水の汚染 ●種苗生産施設・養殖施設や設備は、廃棄物や動物・人間の排泄物による養殖水の汚染を最低限にすることを目的とした管理がなされている。 【評価根拠ガイドライン】 ▲浄化槽の設置や廃棄物の適切な処理により養殖水の汚染源の管理がされている ▲産業廃棄物管理票（マニフェスト）、浄化槽保守点検記録票を確認 →これは養殖等の施設からの廃棄物の根拠では？当該要求事項は周辺環境からの汚染からの管理では？	合格	下水道は整備されており、適切な水環境で養殖事業を行うことができる環境にあることを確認しました。
5. 食品安全	5.1施設と水環境	種苗生産者 養殖業者	5.1.3	衛生動物による汚染 ●種苗生産施設、養殖施設や作業場所は衛生動物による汚染を最小限にする対策を講じている。 【評価根拠ガイドライン】 ▲衛生動物対策の実施状況を写真あるいは現地審査で確認	合格	生餌は、冷凍庫（漁協）、配合飼料は、倉庫エリアに適切に保管されていました。 生餌は扉のついた冷凍庫内、飼料はパレットに置き、カバーをかけて保管していました。 防虫防鼠施工は、I社に委託し実施していました。鼠の捕獲は、ありませんでした。 衛生動物による被害は、防止されていることを現場で確認しました。
5. 食品安全	5.1施設と水環境	種苗生産者 養殖業者	5.1.4	衛生管理の教育訓練 ●従業員に施設、製品に関連する衛生管理の教育訓練を定期的実施する。 ●実施を記録する。 【評価根拠ガイドライン】 ▲従業員への教育訓練の記録の確認	合格	“2023年度教育研修訓練計画件実績書”に計画と実績が記録されていました。 SSOP.HACCPなど衛生管理に関する内容が実施されていました。 ・2023年8月23日実施。

5. 食品安全	5.2 製品の取り扱い	種苗生産者 養殖業者	5.2.1	<p>損傷又は魚体へのストレス</p> <ul style="list-style-type: none"> ●水揚げ、輸送時に、物理的損傷又は魚体へのストレスを最低限にするために、適切な管理と手法を行う。 <p>【評価根拠ガイドライン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▲製品の損傷を最小限にするための最適な管理と手法が行われている ▲製品の損傷度の写真あるいは現地審査で確認 	合格	<p>電機鋸を正しく使用し、即殺していました。</p> <p>船に取り上げたのちは、速やかに処理をし、品質を保っていました。 (取り上げから船上でのメまで1分程でした。)</p> <p>暴れてしまうと魚の質に影響があるため、それを発生させないよう社内で徹底していました。</p>
5. 食品安全	5.2 製品の取り扱い	種苗生産者 養殖業者	5.2.2	<p>出荷対象魚の劣化、汚染</p> <ul style="list-style-type: none"> ●劣化、汚染を最小限にするための措置が講じる。 <p>【評価根拠ガイドライン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▲製品の劣化、汚染を最小限にする措置を講じている ▲現地あるいは写真での衛生管理状況の確認 	合格	<p>船上でメた魚は、加工場に運搬され、トリミングされます。トリミング時に使用する水も電気分解した弱酸性水、水温10℃位に冷却したものを使用して、劣化、汚染を最小限にするための措置を取っていました。</p>
5. 食品安全	5.2 製品の取り扱い	養殖業者	5.2.3	<p>飼料の原料原産地、飼料安全法の基準に合致の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ●原料原産地、飼料安全法の基準に合致しているか確認を実施する。 ●使用した飼料及び飼料添加物の購入記録・産地証明書・飼料品質証明書による確認。 <p>【評価根拠ガイドライン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▲各書類による資料安全法の基準に合致しているか、投薬を実施した魚の休薬期間の確認。 ▲飼料品質証明書、水産用医薬品使用記録、給餌明細（給餌記録）、休薬期間の確認 	合格 (観察事項)	<p>配合飼料を使用していました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まるは印 海産魚育成用配合飼料 新ツナフード1～2、3号 ・まるは印 海産魚育成用配合飼料 常温赤つな0～4号 ・まるは印 海産魚育成用配合飼料 赤いつな0号 ・シーミックス <p>品質証明書（食料安全法に基づき製造した旨）が保持されていましたが、シーミックスのみ品質証明書（食料安全法に基づき製造した旨）が保持されていませんでした。 観察事項としました。</p>
5. 食品安全	5.2 製品の取り扱い	養殖業者	5.2.3	<p>休薬期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ●医薬品を使用した魚を水揚げする場合、休薬期間が終了していることを確認する。 ●記録する。 	合格	<p>“投薬履歴”に出荷可能日が記載され、管理されていました。</p>
6. 安全衛生・労務管理	6.1 安全衛生の維持と適切な労働環境の提供	種苗生産者 養殖業者	6.1.1	<p>安全衛生・労務管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ●安全衛生責任者を任命 ●労働者の安全衛生に配慮した労働環境および器具を提供する。 <p>【評価根拠ガイドライン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▲安全衛生責任者を任命 ▲安全衛生に配慮した環境、器具の提供 ▲書面または現地審査での確認 	合格	<p>安全衛生責任者は、営業部長の永田様です。</p> <p>ヘルメット、ライフジャケット、カッパを従業員に支給し、着用を徹底していました。現場で確認しました。</p> <p>船舶の点検は、毎日、フォークリフトの点検は、計画表に基づいて実施されています。</p>

		種苗生産者 養殖業者	6.1.2	安全衛生研修 ●作業に従事する者は、安全衛生に関して研修を受ける ●記録する。 【評価根拠ガイドライン】 ▲研修記録等の確認	合格	“2023年度教育研修訓練計画実績書”に計画と実績が記録されていました。 安全に関する教育は、“養殖会議”の場にて実施しています。 2023/7/3の議事録を確認し、ヒヤリハットを含め内容が適切であることを確認しました。
6.安全衛生・労務管理	6.1安全衛生の維持と適切な労働環境の提供	種苗生産者 養殖業者	6.1.3	健康・安全上に関わる環境・事象 ●健康・安全上に関わる環境・事象は記録する。 ●必要に応じ是正措置を講じる。 【評価根拠ガイドライン】 ▲健康、安全上に関わる記録の確認（含む是正措置）	合格	健康診断、腸内細菌検査が、1回/年実施されていることを確認しました。 2022年度は、2022年9月～10月で実施されていました。
6.安全衛生・労務管理	6.1安全衛生の維持と適切な労働環境の提供	種苗生産者 養殖業者	6.1.4	労働災害 ●記録する ●是正措置を講じる。 【評価根拠ガイドライン】 ▲労働災害報告書など労働災害に関する書類の確認 ▲対処記録	合格	昨年審査以来、軽微な労働災害が6件発生しました。 軽微な事故でも全て管理部に報告、記録されていました。 休業災害は、昨年審査以降発生していませんでした。 “養殖会議”にてヒヤリハットとして情報提供されています。
6.安全衛生・労務管理	6.2国内法・ILO条約の遵守	種苗生産者 養殖業者	6.2	●国内法（労働基準法、労働安全衛生法）及びILO条約（中核的労働基準）を遵守している。 【評価根拠ガイドライン】 ▲全ての労働関連法律・施行令・規則及びILO条約（中核的労働基準）を遵守していること ▲6.2.1.1～6.2.3.2に違反がないことを証明する書類の確認	合格	法律は順守しています。 漁業権は維持できている。 免許が必要な車、船舶、機材等については、免許保持情報を管理し、正しい運用がなされています。

6.安全衛生・労務管理	6.2.1児童労働の禁止	種苗生産者 養殖業者	6.2.1.1	<p>児童労働</p> <ul style="list-style-type: none"> ●児童労働の禁止 ●家族労働における手伝いの範疇は含まない。 <p>【評価根拠ガイドライン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▲義務教育を終了していない者の雇用の禁止 ▲被雇用者の生年月日をヒアリング又は履歴書や従業員一覧表などの書類で確認 	合格	<p>児童労働は、ありません。</p> <p>現在の最若年の従業員は21歳であることを確認しました。</p>
6.安全衛生・労務管理	6.2.2強制・拘束・奴隷的労働の禁止	種苗生産者 養殖業者	6.2.2.1	<p>雇用完了時</p> <ul style="list-style-type: none"> ●雇用者が雇用完了時に被雇用者の給料、財産、便益の一部を差し引くことを禁止する。 <p>【評価根拠ガイドライン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▲雇用者が雇用終了時に被雇用者の給料等の一部を差し引きすることは禁止する ▲雇用者が給与を差し引いていないことを証明する書類を確認 	合格	<p>退職の際に、支払うべき給与から差し引きはしないことを確認しました。</p>
6.安全衛生・労務管理	6.2.2強制・拘束・奴隷的労働の禁止	種苗生産者 養殖業者	6.2.2.2	<p>雇用開始時</p> <ul style="list-style-type: none"> ●雇用者は雇用開始時に被雇用者の身分を証明するパスポート、免許証の原本を引き渡すよう要求してはならない。 <p>【評価根拠ガイドライン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▲雇用者による引き取り管理の禁止 ▲免許証・パスポートの原本を被雇用者が保持していないか引き渡す要求をされていないか現地審査で確認 	合格	<p>免許等は、コピーは会社で保管するが、原本は本人が保管することを確認しました。</p>

6.安全衛生・労務管理	6.2.3職場における差別とハラスメントの禁止	種苗生産者 養殖業者	6.2.3.1	差別禁止 ●いかなる場合においても性別、年齢、人種、地域などについて差別的行為、差別的待遇を禁止する。 【評価根拠ガイドライン】 ▲差別、差別的行為の実態について現地審査、聞き取り調査の実施	合格	社内のコミュニケーションは良く、海外からの実習生、女性社員、新入社員等複数の要員に聞き取りを行いました。差別は行われていない旨を確認しました。 給与体系も男女、実習生も同じであると伺いました。
6.安全衛生・労務管理	6.2.3職場における差別とハラスメントの禁止	種苗生産者 養殖業者	6.2.3.2	ハラスメント ●ハラスメント行為に対する対応システムを構築する。 【評価根拠ガイドライン】 ▲ハラスメント行為対応システムが構築され、ハラスメント行為に対応できること ▲対応システムが構築されているかをヒアリングまたは書面で確認	合格	海外からの実習生、女性社員、新入社員等複数の要員に聞き取りを行いました。ハラスメントは、ない旨を確認しました。 社員がハラスメントを感じるなど問題があれば、弁護士に相談できるしくみがあります。 (※各自「コンプライアンスカード(相談窓口記載)」を持っています。)
7社会経済的側面	7.1法令順守	種苗生産者 養殖業者	7.1.1	法律・条令等の順守 ●種苗生産、養殖生産に関連する法律及び種苗生産施設・養殖施設の所在する地方自治体の条例等を遵守する。 ・漁業法 ・水産資源保護法 ・持続的養殖生産確保法	合格	「食品安全及びサステナビリティ統合マニュアル第12版」(2023年8月22日)に遵守する法律が明確にされていました。 法律逸脱の事例はありませんでした。 ※3.1.1参照

7社会経済的側面	7.2認証管理	種苗生産者 養殖業者	7.2.1	<p>管理システム構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 認証制度の基準に適合する認証制度管理システムを構築 ● 認証制度管理責任者を任命 ● 以下の内容を実施する。 <p>【評価根拠ガイドライン】 基準に適合する管理システムの構築を行うこと。（システムの文書化及び閲覧可能な状態までは要求なし） 認証制度管理システムが構築されていることを書面又は電子データで確認</p>	合格	<p>認証制度管理責任者は、営業部副部長 山岡 英樹様で、「食品安全チームの責務と権限」「双日ツナファーム(株)組織役割」で各工程の責任者が明確になっていました。 「食品安全及びサステナビリティ統合マニュアル第12版」（2023年8月22日）に認証制度管理責任者の役割が明記され、運用されていました。</p>
7社会経済的側面	7.2認証管理	種苗生産者 養殖業者	7.2.1	a) 認証制度の管理（外注管理を含む。） 把握に関する計画の立案及び推進	合格	上記と同じ
7社会経済的側面	7.2認証管理	種苗生産者 養殖業者	7.2.1	外注を使用する場合 b) 外注先の選定基準，外注内容，外注手続等当該外注に関する管理又は把握に関する計画の立案及び推進	合格	上記と同じ
7社会経済的側面	7.2認証管理	種苗生産者 養殖業者	7.2.1	c) 内部規程の制定，確認及び改廃についての統括	合格	上記と同じ
7社会経済的側面	7.2認証管理	種苗生産者 養殖業者	7.2.1	d) 従業員に対する教育訓練	合格	上記と同じ
7社会経済的側面	7.2認証管理	種苗生産者 養殖業者	7.2.1	e) 地域住民，利害関係者等との対話の推進	合格	上記と同じ
7社会経済的側面	7.2認証管理	種苗生産者 養殖業者	7.2.1	f) 認証制度管理において生じた異常等に関する処置又は指導	合格	上記と同じ

7社会経済的側面	7.3内部規程	種苗生産者 養殖業者	7.3.1	内部規定 ●次の事項について、マネジメントのための内部規程を具体的かつ体系的に整備する。 【評価根拠ガイドライン】 ▲基準に適合するマネジメントのための内部規程を構築 ▲文書化又は電子データで管理 ▲従業員が常時閲覧可能な状態にする。 ▲内部規程が構築されていることを書面又は電子データで確認	合格	「食品安全及びサステナビリティ統合マニュアル第12版」(2023年8月22日)に要求事項と既存文書、仕組みの関連が明確にされていました。
7社会経済的側面	7.3内部規程	種苗生産者 養殖業者	7.3.1	a) 生産履歴の管理及び追跡に関する事項	合格	「食品安全及びサステナビリティ統合マニュアル第12版」(2023年8月22日)に要求事項と既存文書、仕組みの関連が明確にされていました。 【統合マニュアル8.3参照】
7社会経済的側面	7.3内部規程	種苗生産者 養殖業者 加工・流通業者	7.3.1	b) 受け入れた人工種苗、養殖魚又は加工品の格付の表示の確認に関する事項	N/A	格付は、行っていませんでした。
7社会経済的側面	7.3内部規程	種苗生産者	7.3.1	c) 人工種苗の証拠の保管に関する事項	N/A	種苗生産は、行っていませんでした。
7社会経済的側面	7.3内部規程	種苗生産者 養殖業者	7.3.1	d) 飼料等の管理に関する事項	合格	「食品安全及びサステナビリティ統合マニュアル第12版」(2023年8月22日)に要求事項と既存文書、仕組みの関連が明確にされていました。 【餌履歴証明書】
7社会経済的側面	7.3内部規程	種苗生産者 養殖業者	7.3.1	e) 養殖中(人工種苗又は養殖魚の受入れから人工種苗又は養殖魚の出荷まで)の人工種苗又は養殖魚の逃亡及び侵入管理に関する事項	合格	「食品安全及びサステナビリティ統合マニュアル第12版」(2023年8月22日)に要求事項と既存文書、仕組みの関連が明確にされていました。 【補足的な要求事項9】
7社会経済的側面	7.3内部規程	種苗生産者 養殖業者	7.3.1	f) 人工種苗、養殖魚又は加工品の区分管理に関する事項	合格	「食品安全及びサステナビリティ統合マニュアル第12版」(2023年8月22日)に要求事項と既存文書、仕組みの関連が明確にされていました。 【人工種苗購入手順書】
7社会経済的側面	7.3内部規程	種苗生産者 養殖業者	7.3.1	g) 苦情処理に関する事項	合格	「食品安全及びサステナビリティ統合マニュアル第12版」(2023年8月22日)に要求事項と既存文書、仕組みの関連が明確にされていました。 【クレーム連絡書】
7社会経済的側面	7.3内部規程	種苗生産者 養殖業者	7.3.1	h) 内部監査に関する事項	合格	「食品安全及びサステナビリティ統合マニュアル第12版」(2023年8月22日)に要求事項と既存文書、仕組みの関連が明確にされていました。 【内部監査手順書】
7社会経済的側面	7.3内部規程	種苗生産者 養殖業者	7.3.1	i) マネジメントレビューに関する事項	合格	「食品安全及びサステナビリティ統合マニュアル第12版」(2023年8月22日)に要求事項と既存文書、仕組みの関連が明確にされていました。 【マネジメントレビュー】
7社会経済的側面	7.3内部規程	種苗生産者 養殖業者	7.3.1	j) 改善に関する事項	合格	「食品安全及びサステナビリティ統合マニュアル第12版」(2023年8月22日)に要求事項と既存文書、仕組みの関連が明確にされていました。 【統合マニュアル10】
7社会経済的側面	7.3内部規程	種苗生産者 養殖業者	7.3.1	k) 認証制度の管理又は把握に係る記録の作成及び保存に関する事項	合格	「食品安全及びサステナビリティ統合マニュアル第12版」(2023年8月22日)に要求事項と既存文書、仕組みの関連が明確にされていました。 【統合マニュアル7.5】

7社会経済的側面	7.3内部規程	種苗生産者 養殖業者	7.3.1	l) 年間の生産計画の策定及び当該計画の認証機関への通知に関する事項	合格	「食品安全及びサステナビリティ統合マニュアル第12版」(2023年8月22日)に要求事項と既存文書、仕組みの関連が明確にされていました。 【販売計画書】
7社会経済的側面	7.3内部規程	種苗生産者 養殖業者	7.3.1	m) 認証制度の管理又は把握の実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項	合格	「食品安全及びサステナビリティ統合マニュアル第12版」(2023年8月22日)に要求事項と既存文書、仕組みの関連が明確にされていました。 【認証審査についての対応】
7社会経済的側面	7.3内部規程	種苗生産者 養殖業者	7.3.2	● 内部規程に従い業務を適切に行う。 【評価根拠ガイドライン】 ▲ 作成した内部規程に基づく業務実施のエビデンス ▲ 内部規程の内容	合格	内部規程に従い業務を適切に行われていることを審査全体で確認しました。
7社会経済的側面	7.3内部規程	種苗生産者 養殖業者	7.3.3	● 内部規程の定期的な見直し。 ● 内部規程見直しについて、従業員への十分な周知。 【評価根拠ガイドライン】 ▲ 必要に応じ修正、従業員への周知の実施 ▲ 内部規程の周知についてヒアリングなどで現地確認	合格	内部規程の見直しは必要の都度実施しています。 2023教育訓練実績兼計画表で各規定の内容の周知を行っていることを確認しました。
7社会経済的側面	7.4認証制度の管理又は把握を担当する者の能力及び人数	種苗生産者 養殖業者	7.4.1	要員の能力と人数 ● 認証制度管理担当者及び認証制度管理責任者は、次の事項を満たす。 【評価根拠ガイドライン】 ▲ 認証制度管理担当者、認証制度管理責任者の存在を組織図や現地審査の聞き取りで確認	合格	認証制度管理責任者は、営業部副部长 山岡 英樹様で、「食品安全チームの責務と権限」(「双日ツナファーム(株)組織役割」)で各工程の責任者が明確になっていました。 「食品安全及びサステナビリティ統合マニュアル第12版」(2023年8月22日)に認証制度管理責任者の役割が明記され、運用されていました。
7社会経済的側面	7.4認証制度の管理又は把握を担当する者の能力及び人数	種苗生産者 養殖業者	7.4.1	a) 認証制度管理担当者 人工種苗、養殖魚又は加工品の認証制度管理に関する知識を有する者が一人以上。	合格	認証制度管理責任者と担当者は、同じで1名です。
7社会経済的側面	7.4認証制度の管理又は把握を担当する者の能力及び人数	種苗生産者 養殖業者	7.4.1	b) 認証制度管理責任者 認証制度管理担当者の中から一人選任する。	合格	認証制度管理責任者は、営業部副部长 山岡 英樹様です。
7社会経済的側面	7.5認証モニタリング	種苗生産者 養殖業者	7.5.1	認証モニタリングを行う部門 ● 他部門から実質的に独立した組織及び権限を有する。	合格	管理部が実施するようになっています。
7社会経済的側面	7.5認証モニタリング	種苗生産者 養殖業者	7.5.2	モニタリング規程の整備 ● 次の事項について、認証モニタリングに関する規程を具体的かつ体系的に整備する。 【評価根拠ガイドライン】 ▲ 基準に適合するモニタリング規程を構築し、文書化又は電子データで管理している。 ▲ 認証モニタリング規程が構築されているか文書や電子データで確認	合格	「食品安全及びサステナビリティ統合マニュアル第12版」(2023年8月22日)に記載されています。

7社会経済的側面	7.5認証モニタリング	種苗生産者 養殖業者	7.5.2	a) 認証管理についての検査に関する事項	合格	「食品安全及びサステナビリティ統合マニュアル第12版」(2023年8月22日)に記載されています。
7社会経済的側面	7.5認証モニタリング	種苗生産者 養殖業者	7.5.2	b) 認証モニタリングの表示に関する事項		
7社会経済的側面	7.5認証モニタリング	種苗生産者 養殖業者	7.5.2	c) 認証モニタリング後の荷口の出荷又は処分に関する事項	合格	「食品安全及びサステナビリティ統合マニュアル第12版」(2023年8月22日)に要求事項と既存文書、仕組みの関連が明確にされていました。 【安全でない製品の対応マニュアル】
7社会経済的側面	7.5認証モニタリング	種苗生産者 養殖業者	7.5.2	d) 出荷後にSCSA認証に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項	合格	「食品安全及びサステナビリティ統合マニュアル第12版」(2023年8月22日)に要求事項と既存文書、仕組みの関連が明確にされていました。 【安全でない製品の対応マニュアル】
7社会経済的側面	7.5認証モニタリング	種苗生産者 養殖業者	7.5.2	e) 苦情処理に関する事項	合格	「食品安全及びサステナビリティ統合マニュアル第12版」(2023年8月22日)に要求事項と既存文書、仕組みの関連が明確にされていました。 【クレーム連絡書】
7社会経済的側面	7.5認証モニタリング	種苗生産者 養殖業者	7.5.2	f) 内部監査に関する事項	合格	「食品安全及びサステナビリティ統合マニュアル第12版」(2023年8月22日)に要求事項と既存文書、仕組みの関連が明確にされていました。 【内部監査手順書】
7社会経済的側面	7.5認証モニタリング	種苗生産者 養殖業者	7.5.2	g) マネジメントレビューに関する事項	合格	「食品安全及びサステナビリティ統合マニュアル第12版」(2023年8月22日)に要求事項と既存文書、仕組みの関連が明確にされていました。 【マネジメントレビュー】
7社会経済的側面	7.5認証モニタリング	種苗生産者 養殖業者	7.5.2	h) 改善に関する事項	合格	「食品安全及びサステナビリティ統合マニュアル第12版」(2023年8月22日)に要求事項と既存文書、仕組みの関連が明確にされていました。 【統合マニュアル10】
7社会経済的側面	7.5認証モニタリング	種苗生産者 養殖業者	7.5.2	i) 認証モニタリングに係る記録の作成及び保存に関する事項	合格	「食品安全及びサステナビリティ統合マニュアル第12版」(2023年8月22日)に要求事項と既存文書、仕組みの関連が明確にされていました。 【統合マニュアル4.3(2)】
7社会経済的側面	7.5認証モニタリング	種苗生産者 養殖業者	7.5.2	j) 認証モニタリングの実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項	合格	「食品安全及びサステナビリティ統合マニュアル第12版」(2023年8月22日)に要求事項と既存文書、仕組みの関連が明確にされていました。 【統合マニュアル4.3(2)1)】
7社会経済的側面	7.5認証モニタリング	種苗生産者 養殖業者	7.5.3	モニタリング実施 ● 認証モニタリング規程に基づいて認証モニタリング及び認証モニタリングの表示に関する業務を適切に行う。 ● その結果、認証モニタリングの表示が適切に付されることが確実に認められる。 【評価根拠ガイドライン】 ▲ モニタリング手順、実施記録を文書や電子データで確認	合格	「食品安全及びサステナビリティ統合マニュアル第12版」(2023年8月22日)に要求事項と既存文書、仕組みの関連が明確にされていました。 【統合マニュアル4.3(2)2)】 “管理日報(データベース)”にて詳細に記録されていました。

7社会経済的側面	7.5認証モニタリング	種苗生産者 養殖業者	<p>7.5.4 出荷後追跡不可能となった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●人工種苗、養殖魚又は加工品の出荷後、出荷された荷口に係る生産履歴の情報が追跡可能な状態ではなくなった場合は、以下を確実にする。 ●当該荷口を受け渡した種苗生産者、養殖業者又は加工・流通業者その他の取扱業者へその事実を伝達する。 ●当該荷口の格付の表示が適切に除去され、又は抹消されることを確実にする。 <p>【評価根拠ガイドライン】</p> <p>▲生産履歴に関する情報が追跡可能な状態ではなくなった場合、出荷先などにその事実を通知し、表示が除去又は抹消されるための手順を構築する。</p> <p>→記録やDNA鑑定のサンプルの保存期間が終了し廃棄した場合も含まれるのか？</p> <p>生産履歴に関する情報が追跡不可となった製品の格付表示が除去される手順の確認</p>	合格	<p>「食品安全及びサステナビリティ統合マニュアル第12版」(2023年8月22日)に要求事項と既存文書、仕組みの関連が明確にされていました。</p> <p>【双日ツナファーム製品回遊シミュレーションのシナリオ】</p> <p>※JASの格付は行っていません。</p>
----------	-------------	---------------	--	----	--

	SCSAとJASが共通のもの (SCSAの内容でJASの内容を満たす)
	SCSAのみの項目
	JASの内容でSCSAの内容を満たす項目 (SCSAの方が定義が広い)